

令和6年9月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和6年9月27日（金）午前9時30分から午前10時22分まで

2 開催場所

伊勢原市役所 議会 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	山口 賢人
委員（教育長職務代理者）	渡辺 正美
委員	福田 雅宏
委員	濱田 光子
委員	桑原 公美子

4 説明のために出席した職員等

教育部長	成田 勝也
学校教育担当部長	櫻井 綾子
歴史文化推進担当部長	
（兼）歴史文化担当課長	立花 実
参事（兼）教育総務課長	熊澤 信一
教育総務課施設担当課長	坂野 聖夫
参事（兼）学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	嶋本 信之
教育センター所長	田中 美和
社会教育課長	杉山 麻里
参事（兼）図書館・子ども科学館長	林 かをり

5 会議書記

教育総務課副主幹	高梨 剛
----------	------

6 傍聴人

0人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

（1）令和6年伊勢原市議会9月定例会について【資料1：教育長、教育部長、歴史文化推進担当部長、学校教育担当部長】

①伊勢原市立小学校教師用指導書の購入について

②一般質問について

(2) 「大山小学校小規模特認校制度」に係る就学指定校変更について【資料2：教育指導課】

(3) 第60回伊勢原市民文化祭について【資料3：社会教育課】

(4) 市立公民館改修工事等について【資料4：社会教育課】

①成瀬公民館屋上防水・外壁改修工事について

②中央公民館昇降機更新に関わる工事について

日程第3 議案第35号 令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について

日程第4 議案第36号 伊勢原市学校給食運営審議会規則の制定について

日程第5 承認第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

その他

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから教育委員会の9月定例会を開催いたします。

現在の出席者は5人で、定足数を満たしております。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願いします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 （資料確認）

○教育長【山口賢人】 皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

○教育長及び委員全員 （了承）

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 それでは、日程第1、前回議事録の承認について、お願いします。

○教育長及び委員全員 （承認）

----- ○ -----
日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第2、教育長報告になります。本日4件御用意いたしております。

まず1件目ですが、令和6年伊勢原市議会9月定例会について御報告をしたいと思います。

まず1点目、伊勢原市立小学校教師用指導書の購入については私から御報告をさせていただきます。

今年4月から、伊勢原市立小学校の教科書が変わりました。それに伴いまして、教師用の教科書指導書についても変わるようになりましたが、これにつきましては無償化の対象ではございませんので、伊勢原市として購入をいたします。

その購入に当たりまして、本来、議会の承認を得なければならないという状況があったにもかかわらず、議会の承認を得ずに購入してしまったことが判明したため、議会に追加議案を提出し、議決していただいたということがありました。

ということかと申しますと、1契約当たり2,000万円以上の動産の購入に当たっては議会の承認を得るということが条例で定められております。

しかしながら、今回の契約が2,000万円を超える購入額であったにもかかわらず、先ほど申し上げたとおり、議会の承認を得ないまま購入してしまってい

たことが、9月の議会中に分かりまして、急遽9月議会に追認を求める議案を追加提出させていただき、議決していただいたということがございました。

それが1件目でございます。

では2件目の一般質問について、各部長からお願いします。

○教育部長【成田勝也】 それでは続きまして、令和6年市議会9月定例会における一般質問の内容について、御報告をさせていただきます。

資料の1を御覧いただきたいと思います。

改めて申し上げますと、9月の定例会につきましては、市長選挙の実施に伴いまして例年より前倒しとなりまして、8月14日から9月3日まで、21日間の会期で開催されました。3日間にわたりまして一般質問が行われ、8名の議員から教育委員会関連の御質問がありましたので、概略を御説明いたします。

資料中、該当する質問については、ゴシック体で表記をしております。

まず1日目、2番の茅田巖議員から、項番2の学校のプール施設についての質問がございました。

これは各校のプール施設の老朽化が進んでいることを踏まえまして、近年の改修の状況や運営上の課題、さらには今後のプール整備についての御質問がなされたものでございます。

壇上質問のほか再質問、再々質問等もございましたが、現在3校で実施している、民間プールを活用した水泳授業の施行状況等を御説明するとともに、今後の学校プール施設の整備に当たっては、児童・生徒の減少を見据え、学校の適正配置等の検討と並行して、施設の現状や課題を整理し、その在り方について検討を進めていく旨の答弁をしております。

次ページを御覧いただきたいと思います。2日目の1番、橋田夏枝議員からも、将来を見据えた市営プールについての質問がございました。

こちらは、いわゆる鈴川公園プールが今期故障して利用できなくなったことを受けまして、市営プールの整備といった観点から壇上質問がなされたものでございます。

この中で、教育委員会への関連質問として、水泳授業を校外の屋内プールに切り替えることについての見解が求められたものでございます。

学校プールの老朽化の状況を踏まえ、校外のプール活用については有効な手段の一つであり、民間プールの試行実施の検証を進めながら、様々な手法を含め、学校プールの在り方を検討する旨のお答えをしております。

私からは以上でございます。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 それでは続きまして、2ページを御覧ください。

1日目、4番目、長嶋一樹議員からは、外国籍市民等への対応という大きな質問の再質問としまして、外国につながるのある児童・生徒に対する日本語教育はどのように行われているのか、また、学校が苦勞している点はどのようなことかといった質問がございました。

現在、市内小中学校で日本語指導が必要な児童・生徒は、小学校84名、中学

校で30名であり、ベトナム籍やフィリピン籍が多く、そのほか10か国以上の児童・生徒に対応してございます。

日本語指導が必要な児童・生徒には日本語指導協力者を派遣し、必要な場合には関係機関や支援団体とも連携し、対応していること。また、多くの生徒が多様な文化や人々の生活習慣や価値観などについて理解できるよう、国際教室の前に各国の文化を紹介する掲示をするなど工夫していること。各校が苦勞している点としましては、様々な文化や言語への対応があること、また、保護者の中には翻訳や通訳が必要な場面があることをお答えしてございます。

続きまして、1日目、6番、米谷政久議員からは、交通安全対策についてという大きな質問の再質問といたしまして、市内中学校の自転車通学の現状と、自転車の乗り方やルール of 具体的な指導内容について御質問がありました。

各学校では、通学距離だけでなく、自転車損害賠償責任保険への加入等の要件を満たしたことを確認し、保護者からの申請を基に自転車通学を設置しております。

全校生徒の半数近くが自転車通学を実施している学校があること、一方で、中学生の移動手段として自転車を用いることが多くなるため、自転車通学者に限らず、交通安全指導を行っていることをお答えいたしました。

議員からは、中学校自転車通学許可の際、自転車損害賠償責任保険の加入だけでなく、ヘルメットの着用を条件に入れたらどうかという御意見がございました。

続きまして、3ページを御覧ください。2日目、2番目の山田昌紀議員からは、市内小中学校における不登校児童・生徒の実態についてという質問から、不登校児童・生徒の現状及び課題についてと、今後の対応についてという大きく2点の質問と、それに関わる11点の再質問がございました。

伊勢原市の不登校児童・生徒の数は、全国・神奈川県と同様に増加傾向にあります。また、不登校の要因や背景は多様であり、各学校は別室登校や家庭訪問、家庭との連携、外部機関との連携など、一人一人の状況に合わせた対応を行っていく必要がございます。

今後も様々なニーズに対応できますよう、市内だけでなく周辺地域の情報も収集する中、どのような方法であれば学校とつながることができるのか、学校以外の居場所や医療も含めた外部機関と連携できるかを検討していくとお答えをしております。

また、自分さえよければいいという利己主義が蔓延している今、教育現場においては、不登校児童・生徒への対応、また、それに拍車をかける親御さんへの対応など、大変御苦勞が多いと考える、そこで、教育長が望む理想の教育現場について聞きたいという再質問が、教育長に対してなされました。

教育長からは、子どもを育てるに当たっては、家庭・学校・地域が一緒になって力を合わせることで、また、教職員、地域の人たち、保護者などの大人たちが、校内の様々なところで穏やかに関わりながら楽しく過ごす姿を子どもたちが日常的に目にすることができ、学校と家庭がよりよくコミュニケーションを取りながら、お互いに困っていることを話し合ったり、何ができるかを一緒に考えたりで

きることが理想と考えるといった旨の答弁をいただいています。

続きまして、2日目、3番目の岸圭介議員からは、中学校部活動の地域移行、中学校社会科歴史授業の進度、小学校給食で牛乳を飲まないための手続、学校に行かない子どもたちの支援について、大きく4点の質問と、それに関わる7点の再質問がございました。

まず、中学校部活動の地域移行につきましては、国は令和5年から令和7年度までの3年間を改革推進期間としていながら、地域の実情に合わせて段階的に進めることとしています。

伊勢原市としましても、情報収集を行いつつ、保護者や児童・生徒の意向を把握しながら検討を進める旨をお答えしています。

続いて、中学校の社会科の歴史授業の進度につきましては、年間計画の立て方と、指導計画どおり進んでいるのかについて、主に質問がございました。

授業では、単元やまとまりを見通しながら進めながらも、学習指導要領の改訂等により、主体的で対話的な深い学びの授業構築を目指したため、多少前後して実施されることがあることは承知していますが、生徒に不利益がないよう、学校や教員と、教育委員会とも情報を共有していきたい旨をお答えいたしました。

続きまして、小学校給食で牛乳を飲まないための手続につきましては、政令市を除いた15市の状況をお答えし、本市においては、今議会で審議された伊勢原市学校給食費に関する条例の施行までには整理したい旨をお答えいたしました。

さらに委員から、牛乳停止の要件を変えるために教育長に決定権はないのか、決定権を持つのは誰なのか、またはどの組織かという再質問が、教育長になされました。

教育長からは、学校給食費に関する条例の詳細を定める施行規則において、アレルギー対応等による牛乳の停止方法を定める予定であり、その運用方法について研究を重ねている。この施行規則に規定する場合、規則は教育委員会定例会に諮り、内容を審議の上決定することから、最終的な決定機関は教育委員会となるといった旨の答弁をいただいております。

続きまして、学校に行かない子どもたちの支援についてでございます。不登校の児童・生徒の数と、その中で「やまどり」に通う子どもたちの数、及びそれ以外の子どもの居場所について、再質問がございました。

令和4年度における不登校の児童・生徒の数は、小学生82人、中学生113人であり、その中で「やまどり」につながった児童・生徒は15人であること。フリースクール等の民間施設に通っている児童・生徒の数は、例年10人前後であること。また、「やまどり」やフリースクール等に通っていなくても、別室登校や放課後登校、ICTを活用するなど、学校と何らかの形でつながっており、教育センターにおいても保護者と相談を行いながら、児童・生徒への支援を共に検討するケースもあることなど、お答えしました。

続きまして、4ページを御覧ください。2日目の5番目、荻野貴文議員からは、伊勢原の未来に向けた子どもの育成について、(1)番から(4)番の大きく7点の質問と、それに関わる3点の再質問がございました。

地域性を生かした教育プログラムの方向性や内容について、教員の育成について、家庭との連携についての御質問に順次お答えをし、どんな伊勢原っ子を育てたいのかという質問につきましては、本市で育った子どもたちが伊勢原に愛着と誇りを持ち、社会の変化を前向きに受け止め、新たな価値観や行動力を生み出し、持続可能な社会の担い手として未来を切り開いていくための資質・能力を育んでいくことが大切であるとお答えをいたしました。

また、地域と共にある学校のイメージについて問われた再質問につきましては、令和4年から伊勢原市内の小中学校全てでコミュニティースクールとなり、地域と共にある学校への転換を目指していること。どのような子どもを育てたいのかというビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していくという姿である旨、お答えをしています。

私からは以上でございます。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 最後になります。

3日目、安藤玄一議員からは2つ質問がありました。

そのうちの1つが、日向地区の観光振興と文化財保護についてという内容で、日向地区の観光振興を図る上で、当地域の文化財のさらなるブランド化、新たな商品化を図っていくべきという趣旨の御質問でした。

具体的には、日向薬師宝城坊の仏像についての文化的・歴史的評価から始まり、価値が高い割に知られていないという実態。それから、文化財に関する情報発信の現状を踏まえ、その改善を図るために、三次元計測などの新しい技術の導入について深掘りをする内容でした。

そうした取組の効用や、本市で実施してきた内容、具体的な課題について、お答えをしております。

議員からは、こうしたデジタルコンテンツの活用をより図っていくことについて要望がございましたので、文化財を傷めない活用方法の選択、所有者や関係団体への指導といった教育委員会の役割について御説明させていただいた上で、拠点施設を有しない本市にとっては、デジタル技術を活用した情報発信が重要であり、今後もその充実を図っていくことをお答えしております。

また、議員からは、市民公募やコンペといった市民の協力を得た映像制作や、3Dデータを用いた仏像のレプリカ作成などについて御提案がありまして、地域にも所有者にもメリットがある文化財の活用方法に対して、市が主導的な立場で取組を進めていくよう要望がございました。

9月議会における教育部関連の一般質問の概略は以上となります。

なお、御報告した一般質問の様子については、既に市のホームページで録画配信されておりますので、詳細についてはそちらを御確認いただければと思います。

以上となります。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございました。

今、報告があった件につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

私のほうから、1件目のことについて少し補足をさせていただきたいと思いま

す。議会对応については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その前段として、なぜこのようなことが起こってしまったのかということ、そして、それを踏まえて再発防止を図らなければいけないということで、教育部内、また市長部局とも一緒に検討させていただいたことも、議会のほうには報告させていただきましたが、その部分について補足させていただきます。

まず、原因につきましては、何よりも私どもの意識とか知識の不足、そのところが原因だと捉えております。

それを踏まえて、再発防止ということで3点、今考えて、実行しているところでございます。

まず1点目としては、意識を高めなければいけないということで、マニュアルの再検討、それから、伊勢原市の庁内全体に対して、こういう事例があったということを御報告して、それをみんなで共有して、これからの業務に生かしていくことにしております。それが1点目でございます。

そして2点目としては、チェック機能を強化しなければいけないということで、これまでの決裁規定に基づいた決裁を、もう少し見直せないかということで、今、検討中でございます。具体的なことはまだ申し上げられませんが、できるだけ複数の目でチェックができるというような仕組みにしていきたいということでございます。

そして3つ目としましては、先ほどの意識の向上にも関わることではございますけれども、市の管理職の立場である者の研修の中でこの事例を取り上げて、こういうものについての意識だけではなくて、知識のほうも高めていきたいということでございます。

そういうことを通して、二度と今回のようなことがないように、今後努力していきたいと思っております。御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

では、2件目に移ってよろしいでしょうか。

では、報告の2件目、大山小学校小規模特認校制度に係る就学指定校変更について。そして3件目、第60回伊勢原市民文化祭について。4件目、市立公民館改修工事等について。以上の3件について、それぞれの課長のほうから報告をお願いします。

○教育指導課長【嶋本信之】 それでは、大山小学校小規模特認校制度に係る就学指定校変更について御説明いたします。

5ページを御覧ください。令和元年度から、大山小学校では小規模特認校制度を活用して学区外からの児童を募集しており、今年度も同様に行ってまいりたいと考えております。

そこで、事業の概要と今後の予定について御説明いたします。

1、規定についてですが、募集学年は第1学年とし、受入れ人数は学区の児童数も含めて12人以内、通常の学級のみといたします。承認要件については記載のとおりでございます。

続いて、2、令和7年度に向けた流れについてです。

(1) 新入学予定者の保護者への周知については、就学時健康診断の案内通知とともに、チラシを年長児の各家庭に、9月中旬から発送済みでございます。

また、市民への周知ということで、市ホームページには掲載しており、広報いせはらについては10月1日号に掲載いたします。

(2) 事業説明会についてでございますが、今年度も大山小学校の教育環境や事業内容について理解してもらうため、説明会を開催いたします。開催日時は令和6年11月1日、金曜日を予定しております。

(3) その後の申請手続きにつきましては、記載のとおりです。御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○社会教育課長【杉山麻里】 続きまして社会教育課から、伊勢原市民文化祭について御報告いたします。7ページ、資料3を御覧ください。

第60回伊勢原市民文化祭を、10月20日日曜日から11月9日の土曜日まで、中央公民館、市民文化会館、総合運動公園で、展示、発表、菊花展を開催いたします。例年この時期に、伊勢原市民文化団体連盟の皆様の御協力により、開催いたしております。

今年は第60回の節目を迎えるに当たりまして、若い世代の芸術・文化への関心を高め、まちへの愛着を育んでもらうため、市内の中学生にデザインを依頼して、ポスターを制作いたしました。様々な世代の方への周知を図るため、公共施設等に掲示をいたします。

また、応募作品につきましては、文化祭開催中、中央公民館に掲出をいたします。

併せまして、今年は姉妹都市である茅野市の文化団体の方々が伊勢原市を訪問され、交流を図ります。第38回となる訪問交流会につきましては、本年度11月13日水曜日に、中央公民館で開催する運びとなっております。両市の作品展の鑑賞などを含めまして、芸術と文化を通じて交流を図り、両市の親交を深めます。

こちらの説明は以上となります。

続きまして、9ページを御覧ください。資料4となります。市立公民館改修工事等につきまして御説明いたします。

伊勢原市立公民館につきましては、施設の安全性及び機能回復を図るため、公民館個別施設計画に基づきまして、改修工事を実施しております。

(1) の成瀬公民館の工事についてですが、現在、屋上防水と外壁改修工事を実施しており、利用者の安全に配慮しながら、通常どおりの開館を継続しております。駐車場の利用方法等に一部変更がございますので、御理解と御協力をお願いして御利用いただいております。

工事は令和6年7月24日水曜日から始まっており、令和7年1月10日金曜日までとなっております。

工事現場の事務所の設置、及び建物周囲への足場の設置がされているため、利用者が自家用車等で来館されて満車の場合、成瀬小学校の駐車場を利用していた

だくよう御案内をしております。

10月1日号の広報で市民への周知を図ります。

続きまして、10ページを御覧ください。（2）中央公民館のエレベーター更新工事について御説明いたします。

こちらにも個別施設計画に基づきまして、エレベーターの更新工事を11月下旬より実施いたします。工事期間中の開館はしておりますが、エレベーターは使用休止となります。

工事期間は令和6年11月27日水曜日から、令和7年1月17日金曜日までとなっております。

エレベーターが使用休止となるため、各階へは階段での移動となります。

地下駐車場を利用される際には、館の外側階段での移動となるため、誘導のための別紙案内図を掲示して、利用者に周知をいたします。

こちらは10月15日号の広報で、市民への周知を図ります。

説明は以上となります。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、今、2件目から4件目までの合計3件、報告がありましたが、このことについて、それぞれ何か御意見、御質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

では、ないようですので、次に進みたいと思います。

----- ○ -----

日程第3 議案第35号 令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について

○教育長【山口賢人】 続いて日程第3、議案第35号「令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【成田勝也】 それでは、12ページを御覧いただきたいと思います。議案第35号「令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により、提案をするものです。

13ページの概要資料を御覧いただきたいと思います。

項番1の趣旨でございます。教育委員会は、いわゆる地方教育行政法に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況に対する点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務づけられております。

それにより得られた課題等を踏まえ、次年度以降の取組に反映させることを狙いとしております。

項番2、点検評価の対象であります。第3期教育振興基本計画に計上する78の主な取組のうち、子ども部及びスポーツ課が所管する事業を除く64の取組

となります。対象年度としましては、令和5年度の事業となります。

点検評価に当たっては、項番3、項番4に記載しておりますように、5月から6月にかけて、所管部署による自己評価を行った上で、7月・8月には教育委員さんによる点検評価会議を開催し、様々な御意見、御助言を頂戴したところでございます。

その後、外部有識者である東海大学文学部の有村教授より、第三者的視点からの総括的な御意見をいただき、最終的にまとめたものが15ページ以降の報告書案となります。

14ページを御覧いただきたいと思います。項番5の評価の結果でございます。

第3期教育振興基本計画においては、一層のPDCAサイクルを促進するため、進捗状況、必要性、有効性の観点から点検評価を行い、AからDの4段階で評価をしております。

まず、進捗状況に関しましては、64の取組のうち55の取組でB評価の「計画どおり順調に進捗」となっており、A評価の「計画を上回る」2つの取組を合わせますと、89%となっております。

次に、取組の必要性に関しましては、42の取組がB評価の「増加傾向」にあり、A評価の「さらに必要性が増加」した21の取組と合わせますと、99%となっております。

有効性に関しましては、46の取組がB評価の「有効性が高い」となり、A評価の「非常に有効性が高い」18の取組と合わせますと、100%となっております。

それらを踏まえ、今後の方向性としましては、59の取組が「継続実施」、4つの取組が「見直し」、1つの取組が「完了」という結果となっております。

以上、申し上げましたように、令和5年度は第3期教育振興基本計画の初年度となりますが、所期の目標はおおむね達成できたものと捉えております。

外部有識者である有村教授からは「総じて各取組が計画どおりに進められ、昨今の社会情勢に対応した事業が継続され、有意義な効果をもたらしていると理解できる。教育現場等を取り巻く環境が複雑化する中、自然環境や歴史等の地域資産を活用し、いかに教育を充実させていくのか、今後の展開を期待する」といった旨の意見をいただいております。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日御承認がいただければ、11月に予定されている市議会全員協議会で報告をさせていただきます。

その後、報告書を市ホームページに掲載するとともに、公共施設に配架し公表をしてまいります。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ただいま提案説明が終わりました。教育委員の皆様方にも、時間をかけて点検評価をしていただきました。今回のこの点検評価報告書の中にも、それぞれの委員さんの点検評価に当たってのコメントを掲載させていただきましたので、御確認いただければと思います。

ここまでに、何か御意見や御質問ございますでしょうか。

○教育長【山口賢人】 よろしいでしょうか。それでは、日程第3、議案第35号「令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について」、原案のとおり決すること御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【山口賢人】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第36号 伊勢原市学校給食運営審議会規則の制定について

○教育長【山口賢人】 日程第4、議案第36号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の制定について、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 それでは、資料172ページになってございます。資料の172ページを御覧ください。議案第36号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の制定について」、御説明をさせていただきます。

伊勢原市附属機関に関する条例の一部改正に伴い、伊勢原市学校給食運営審議会規則を制定する必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案をするものでございます。

それでは、173ページを御覧ください。

第1条は趣旨規定です。附属機関に関する条例第3条の規定に基づき、伊勢原市学校給食運営審議会の組織及び運営について必要な事項を定めます。

第2条は、所掌事務について規定いたします。審議会は、学校給食の運営に必要な事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申いたします。

第3条は、組織について規定をいたします。審議会は、委員7人以内をもって組織をいたします。

第2項では、委員は、①児童または生徒の保護者等を代表する者、②公募の市民、③学識経験を有する者、④その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する旨を規定いたします。

第4条は、委員の任期について規定をいたします。委員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

第2項では、補欠委員の任期を規定いたします。

第5条は、会長について規定をいたします。審議会に会長を置き、委員の互選により定めます。

第2項では、会長は審議会の会務を総理し審議会を代表する旨を、第3項では、会長に事故があるとき等は会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する旨を規定いたします。

第6条は、会議について規定をいたします。会議は会長が招集し、その議長と

なり、会長が選出されていないときは教育委員会がこれを行う旨を規定いたします。

資料の 174 ページを御覧ください。

第 2 項では、審議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない旨を、第 3 項では、審議会の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる旨を規定いたします。

第 7 条は、意見の聴取等について規定いたします。会長が必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる旨を規定いたします。

第 8 条は、秘密の保持について規定をいたします。委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする旨を規定いたします。

第 9 条は、庶務について規定いたします。審議会の庶務は、学校給食主管課において処理をいたします。

第 10 条は、委任について規定をいたします。審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める旨を規定いたします。

附則です。この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 提案説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、御意見ないようですので、日程第 3、議案第 36 号「伊勢原市学校給食運営審議会規則の制定について」、原案のとおり決することで御異議はございませんでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【山口賢人】 御異議がないものと認め、原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第 5 承認第 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 29 条の規定に基づく意見について

○教育長【山口賢人】 続いて日程第 5、承認第 1 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見について」、説明をお願いします。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 資料の 175 ページを御覧ください。承認第 1 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見について」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、物件供給契約の締結に係る議案を令和 6 年伊勢原市議会 9 月定例会に提出するに当たり、伊勢原市長から意見を求められたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委

任等に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、先ほど教育長からもございましたが、議決案件であるという認識が私どものほうになかったことにより招いた今回の事態に関しまして、皆様の信頼を損ねることになりましたことを心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

資料の176ページを御覧ください。去る8月28日付で伊勢原市長から、物件供給契約の締結に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について照会がございましたので、伊勢原市教育委員会教育長に関する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、臨時に代理し、同日付で異議がない旨を市長に回答いたしました。

資料の177ページを御覧ください。小学校教師用指導書の物件供給について、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を得ないまま執行してしまったことから、議会に追認をお願いいたしました。

教師が使用する教科書及び指導書が無償給付制度の対象ではないため、市が取次ぎ供給所から購入をしております。

今年度購入しました小学校教師用指導書は、近年の物価高騰に伴う単価上昇の影響等により、購入額が2,000万円以上となったため、本来、議会の議決が必要であったにもかかわらず、前例に倣って議会の議決を得ないまま購入をしてしまったものでございます。

既に教師用教科書の納品・支払いは終了しておりますが、本来、条例第3条に基づく議決を得る必要があるため、追認をお願いいたしました。

資料の178ページを御覧ください。購入しました物品名は、小学校教師用指導書、956冊でございます。

契約の金額は2,205万6,760円で、契約の相手は千代田工業株式会社です。

教師用指導書は、神奈川県の特約供給所が選定しました取次ぎ供給所以外からは購入することができません。市内では取次ぎ供給所として千代田工業株式会社1社が選定されていることから、同社及び市外取次ぎ供給所1社の合計2社に対して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、教師用指導書の購入契約を本年4月1日付で締結をいたしました。

このうち、千代田工業株式会社に発注をした小学校8校分の購入総額が2,000万円以上となりました。

資料の179ページを御覧ください。購入しました教師用指導書956冊の詳細を記載してございますので、後ほど御確認いただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 説明が終わりました。先ほど私のほうからも申し上げた件について、教育長として臨時代理で対応させていただいたということでござ

います。

このことについて、改めまして御意見や御質問ございましたらお願いいたします。

お願いします、濱田委員。

○委員【濱田光子】 納入業者の立場として、官公庁との物品の購入とかという取引がある場合に、事前に、今の話の中で、2,000万円以上の場合は官公庁の承認を得てというような事前の共通確認は、業者側は持つ必要はなかったのですか。

○教育長【山口賢人】 学校教育課長、お願いします。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 この部分は、私どもが把握をして、これが議決案件に当たるかどうかを判断するものでございますので、事業者様にそういった意識を持っていただく必要はないと考えております。

○委員【濱田光子】 注文をいただけたら、もう納品するというだけで。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 そうです、はい。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。

○委員【濱田光子】 はい。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、日程第5、承認第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について」、原案のとおり決することによって御異議ございませんか。

○教育長及び委員全員 （了承）

○教育長【山口賢人】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 続いて、その他でございます。委員の皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいですか。事務局からは何かありますか。

ないようですので、では最後に、来月の定例会の日程をお願いいたします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、10月25日の金曜日、午前9時30分から、場所につきましては議会の第3委員会室におきまして開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○教育長【山口賢人】 それでは、本日の教育委員会9月定例会は、これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前 1 0 時 2 2 分 閉会